

第 部 毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく指定統計（第7号）として、愛知県内の賃金、労働時間及び雇用について毎月の変動を明らかにすることを目的としています。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類の鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）において、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所の中から抽出された約1,480事業所を対象として実施しています。

常用労働者数5～29人の事業所については、平成13年事業所・企業統計調査基本調査区から毎月勤労統計調査基本調査区を設定し、そこから抽出した72区について5～29人の事業所名簿を作成し、その中から産業別に抽出し、統計調査員による実地調査を行っています。

常用労働者30人以上の事業所については、平成13年事業所・企業統計調査により把握した事業所名簿を母集団として、これを産業別、事業所規模別に区分し、各区分ごとに所定の抽出率で抽出し、郵送による調査を行っています。

3 調査事項の定義

(1) 現金給与額

現金給与とは、賃金、給料、手当、賞与の他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うものをいいます。

「現金給与総額」とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の総額のことです。「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」に分かれます。

「きまって支給する給与」とは、労働協約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことです。「超過労働給与」を含む給与のことです。

「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」のうち「超過労働給与」を除いた給与のことです。

「超過労働給与」とは、「きまって支給する給与」のうち時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、宿日直手当等のように所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与のことです。

「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで労働者に実際に支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3か月を超える期間

ごとに行われるものや、賞与等のように支給条件が定められていてもその額の算定方法が決定されていないもの、結婚手当等のように支給条件、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても、非常にまれに支給されたり、支給事由の発生が不確定なものなどのことです。

「賞与」とは、一般に賞与、ボーナスなどと呼ばれる臨時給与のことです。

(2) 出勤日数

「出勤日数」とは、調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことです。

有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日数になりませんが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日数になります。

(3) 実労働時間数

実労働時間数とは、調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことです。

ただし、休憩時間は、給与が支給されると否とにかかわらず実労働時間から除かれますが、鉱業の坑内夫の休憩時間及び運輸関係労働者の手待時間は含まれます。

また、本来の職務外として行われる宿日直の時間は実労働時間に含まれません。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時間と終業時間との間の実労働時間数のことです。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤などの実労働時間数のことです。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計です。

(4) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者のことです。

ア 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 重役・理事などの役員のうち、常時出勤して一般雇用者と同じ給与規則又は基準で毎月給与の支払いを受けている者

エ 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して一般雇用者と同じ給与規則又は基準で毎月給与の支払いを受けている者

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が短い者のことです。

4 結果算定の方法

産業別、規模別及び性別の労働者数、1人平均月間現金給与額、出勤日数及び労働時間数について、事業所からの毎月の調査結果を集計し、本県の5人以上の常用労働者を雇用する全事業所に対応するよう次の方法により復元して算定しています。

(1) 推計労働者数の算定方法

産業別、規模別ごとの調査労働者数に、推計比率を乗じて推計労働者数を算定し、母集団の労働者数として復元します。なお、推計比率の算式は次のとおりです。

推計比率 = (前月分の本月末推計労働者数) ÷ (本月分の前月末調査労働者数)

(2) 産業別、規模別の各種平均値の算定方法

本調査結果のうち、産業別、規模別の1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、産業別及び規模別ごとに集計した調査票数値の合計値にそれぞれ上記(1)で算定した推計比率を乗じ、その推計値を前月末及び本月末の各推計労働者数の平均で除して求めています。

(3) 産業計、規模計の各種平均値の算定方法

規模計、産業計の1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、上記(2)で算定した各推計値の合計を、前月末及び本月末の推計労働者総数の平均で除して求めています。

(4) 年平均の算定方法

年平均の推計値は、各月の1人当たりの数値を月別の推計労働者数で加重平均して算出しています。

5 調査結果から作成される指数及び比率の算定方法

(1) 賃金指数

賃金指数には、名目賃金指数と実質賃金指数があり、指数の基準時は、以下いずれの指数も平成12年平均を100としています。

名目賃金指数は、現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与の集計結果の実数を基準数値で除して算定された指数です。

実質賃金指数は、名目賃金指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算定された指数です。

(2) 労働時間指数

労働時間指数は、総実労働時間、所定内労働時間、所定外労働時間の集計結果の実数を基準数値で除して算定された指数です。

(3) 常用雇用指数

常用雇用指数は、毎月 of 本月末推計労働者数を指数化したものです。

(4) 労働異動率

労働異動率は、入職率、離職率について作成しています。

入(離)職率とは、採用(退職)、同一企業内の事業所間の異動を含む転勤等により入(離)職した常用労働者数を前月末常用労働者数で除した百分比で、雇用の流動状況を示しています。なお、労働異動率の年平均は、1月分から12月分の労働異動率の単純平均で求めています。

(5) パートタイム労働者比率

パートタイム労働者比率とは、本月末推計パートタイム労働者数の本月末推計労働者数に対する百分比です。

(6) 賞与の支給率

支給率は、平均支給月数、支給事業所数割合、支給労働者数割合について作成しています。

平均支給月数とは、賞与を支給した1事業所当たりの賞与の所定内給与に対する割合です。

支給事業所数割合（支給労働者数割合）とは、賞与を支給した事業所数（賞与を支給した事業所の推計常用労働者数）の全事業所数（全推計常用労働者数）に対する百分比です。

(7) 実労働時間数及び出勤日数の年換算

年換算の値は、総実労働時間、所定内労働時間及び出勤日数については、年平均を12倍して小数点以下第1位を四捨五入しています。ただし、所定外労働時間については、総実労働時間から所定内労働時間の年換算の値を引いて算出しています。

6 調査事業所の抽出替え及び労働者数推計のベンチマーク(母集団労働者数)の変更に伴う指数とその改訂について

本調査は、事業所・企業統計調査結果を母集団とする標本調査であり、平成13年事業所・企業統計調査の結果を用いて平成16年1月に標本事業所の抽出替えを行いました。

また、常用雇用については、平成11年1月より労働者数推計のベンチマーク（母集団労働者数）を、平成8年事業所・企業統計調査を元に算定した数値から平成13年事業所・企業統計調査を元に算定した数値に変更しました。

本調査では、既に公表した実数の調査結果については、さかのぼって訂正することはありませんが、時系列比較を目的とする賃金・労働時間・常用雇用の指数と増減率については過去にさかのぼって改訂しました。

7 ギャップ修正の方法

平成16年1月分調査において、従来の標本事業所による旧調査と、新たに抽出された標本事業所による新調査とを重複して実施しました。

この、新旧調査結果間のギャップ（ベンチマークの変更に伴うものを含む。）が、旧調査の実施期間中各月毎に累積したものと考え、過去にさかのぼり、各月にギャップを比例配分して調整しています。

今回のギャップ修正は、賃金・労働時間指数及び増減率については、前回抽出替えの翌月（平成14年2月分）までさかのぼって行いました。

常用雇用指数及び増減率については、前回ベンチマークを設定したのが平成11年1月であ

ることから平成11年2月分までさかのぼって行い、その後、平成12年(基準年)の平均が100になるよう全期間にわたって指数を一定倍しました。

算式

$$\text{修正後指数} = \text{修正前指数} \times \left(1 + \frac{n}{N} (G - 1) \right)$$

$$\text{賃金・労働時間のギャップ率 } G = \frac{\text{新調査結果}}{\text{旧調査結果}}$$

$$\text{常用労働者数のギャップ率 } G = \frac{\text{新集計で使用する母集団常用労働者数}}{\text{旧集計で使用する母集団常用労働者数}}$$

ただし、賃金の指数については、きまって支給する給与のギャップ率を使用します。

賃金・労働時間指数

$$n = \text{平成14年2月からの月数 (14年2月が1、15年12月が23)} \quad N = 24$$

常用雇用指数

$$n = \text{平成11年2月からの月数 (11年2月が1、15年12月が59)} \quad N = 60$$

8 表章産業変更に伴う取扱い

平成17年1月分調査から、平成14年3月に改訂された日本標準産業分類(以下「新産業分類」という。)により集計を行っています。平成16年以前の集計に用いた産業分類(以下「旧産業分類」という。)との接続については、別表1のとおりです。

表章産業変更に伴い平成16年1~12月の結果を新産業分類により再集計(以下「再集計」という。)していますが、現行指数の改訂や新設産業の指数の作成はしていないため、前年比の算出は次のとおり行っています。なお、新産業分類に基づく集計結果の取扱いについては別表2を参照してください。

「建設業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」(別表1の「旧産業との接続の可否」欄が の産業)については、日本標準産業分類の分類内容の変更がなくそのまま接続していますので、現行の指数により算出しています。

「調査産業計」及び「製造業」(別表1の「旧産業との接続の可否」欄が の産業)については、分類内容が変更されて改訂前の産業分類と産業の範囲としては厳密には接続していませんが、再集計結果の平均と旧産業分類に基づく平成16年平均との補正比により新たに基準数値を作成し、指数及び前年比を算出しています。

なお、平成15年以前の結果は、現行の指数をそのまま接続させています。前年比については、平成16年以前は現行の前年比、平成17年以降は再集計結果の前年比としています。

その他の産業(別表1の「旧産業との接続の可否」欄が×の産業)については、指数を作成していないので、再集計結果を基に実数値により前年比を算出しています。

別表1 新旧産業分類及び接続の可否

旧産業分類（大分類）		新産業分類（大分類）	旧産業との接続の可否
T L	調査産業計	T L 調査産業計	
D	鉱業	D 鉱業	
E	建設業	E 建設業	
F	製造業	F 製造業	
G	電気・ガス・熱供給・水道業	G 電気・ガス・熱供給・水道業	
H	運輸業・通信業	H 情報通信業	×
I	卸売・小売業，飲食店	I 運輸業	×
J	金融・保険業	J 卸売・小売業	×
K	不動産業	K 金融・保険業	×
L	サービス業	L 不動産業	×
	完全接続	M 飲食店，宿泊業	×
	接続処理を行い接続	N 医療，福祉	×
	×	O 教育，学習支援業	×
	接続しない	P 複合サービス事業	×
		Q サービス業	×

別表2 新産業分類に基づく集計結果等の取扱い

区 分		平成15年12月以前	平成16年1～12月	平成17年1月以降
完全接続産業 (別表1)	実 数	旧産業集計による数値	旧産業集計による数値	集計結果
	指 数			旧産業の基準数値により指数化
	前 年 比			指数により算出
接続処理により 接続させる産業 (別表1)	実 数	旧産業集計による数値	旧産業集計による数値	集計結果
	指 数			旧産業の基準数値を旧産業の平成16年平均結果によって補正した基準数値により指数の接続を図る。(旧産業の結果を新産業の結果に修正する。)
	前 年 比			旧産業集計による数値(修正しない。)
接続しない産業 (別表1 ×)	実 数	なし	再集計結果	集計結果
	指 数			なし
	前 年 比			再集計結果と比較して算出(実数比較)

9 結果数値利用上の注意

- (1) 実質賃金指数の算出に当たっては、平成15年度で「愛知県物価統計調査」が終了したことにより、平成13年分までは愛知県統計調査条例（昭和26年愛知県条例第10号）に基づいて実施される「愛知県物価統計調査」結果の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合（愛知県））を使用し、平成14年分以降は総務省統計局が実施している「小売物

「価格統計調査」結果の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合（名古屋市））を使用しています。

(2) 統計表中の符号の用法は次のとおりです。

「 - 」 該当数値なし

「 ... 」 不詳

「 X 」 調査事業所が2以下のため秘匿

「 0 」 単位未満

(3) 文中及び統計表の産業名は、次表のとおりです。

区 分	産 業 名
製 造 業	下記の産業に石油製品・石炭製品製造業及びなめし革・同製品・毛皮製造業を含む。
食 料 品 ・ た ば こ	食料品，飲料・たばこ・飼料製造業
織 維	繊維工業（衣服，その他の繊維製品を除く）
衣 服	衣服・その他の繊維製品製造業
木 材	木材・木製品製造業（家具を除く）
家 具	家具・装備品製造業
パ ル プ ・ 紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
印 刷	印刷・同関連産業
化 学	化学工業
プ ラ ス チ ッ ク	プラスチック製品製造業
ゴ ム	ゴム製品製造業
窯 業 ・ 土 石	窯業・土石製品製造業
鉄 鋼	鉄鋼業
非 鉄 金 属	非鉄金属製造業
金 属 製 品	金属製品製造業
一 般 機 械	一般機械器具製造業
電 気 機 器	電気機械器具製造業
情 報 通 信 機 器	情報通信機械器具製造業
電 子 デ バ イ ス	電子部品・デバイス製造業
輸 送 用 機 器	輸送用機械器具製造業
精 密 機 器	精密機械器具製造業
そ の 他	その他の製造業
電 気 ・ ガ ス 業	電気・ガス・熱供給・水道業
サ ー ビ ス 業	サービス業（他に分類されないもの）
調 査 産 業 計	上記の産業に鉱業、建設業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業を含む。

(注意事項)

平成14年3月改訂の日本標準産業分類（新産業分類）に基づいています。